

海洋構造物用高張力鋼用溶接材料に関する事項

改正規則等

鋼船規則 M 編

鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

海洋構造物用高張力鋼用溶接材料に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 (UR) W23 (Rev.1) は、海洋構造物用圧延鋼材に対する溶接材料規格等について規定している。一方、対応する母材規格については UR W16 (Rev.3) に規定されている。UR W16 は 2016 年に大幅な改正が行われ、その際、新たに規格最小降伏点を 890N/mm^2 及び 960N/mm^2 とする材料記号が追加された。

これに伴い IACS では、母材規格との整合性についても検討し、上記の材料記号に対する溶接材料規格の整備を行った。また、実施工を考慮し、海洋構造物用高張力鋼用溶接材料の選定に際して、規格値上、溶接金属強度が母材強度より低くなる継手の採用を認めることがある旨明記した。加えて、規格最小降伏点が 690N/mm^2 以上の溶接材料にあっては、年次検査時に水素試験を強制化することとし、UR W23 (Rev.2) として採択した。

このため、IACS 統一規則 W23 (Rev.2) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 規格最小降伏点が 890N/mm^2 及び 960N/mm^2 相当の溶接材料が適用できる母材の種類及び材料記号を規定した。
- (2) 同溶接材料の規格値、認定試験又は年次検査に関する要件を規定した。
- (3) 海洋構造物用高張力鋼用溶接材料の選定に際して、規格値上、溶接金属強度が母材強度より低くなる継手の採用を認めることがある旨規定した。
- (4) 認定試験又は年次検査においては水素試験を実施する必要がある旨改めた。

改正条項

鋼船規則 M 編 2.4.1, 表 M2.1, 4.2.5, 表 M6.58, 6.9.4, 表 M6.59 から表 M6.63, 6.9.15

鋼船規則検査要領 M 編 M2.4.1